

2022  
11.16

# NEWS RELEASE

Vol  
56

今年もマフラーの季節がやってきました。身に纏うだけで、あたたかく華やかな雰囲気をつくってくれる、この時季ならではのアイテムですね！  
さて、プラザより「家具固定サポーター登録制度」についてご紹介いたします。

## 家具固定サポーター登録制度について

首都直下地震などの大地震への備えとして、“自分の命、安全は自分で守る”ためには「家具の固定」が重要です。そのため、埼玉県では県民の家具の固定を促進するために「家具固定サポーター登録制度」を実施しています。

この制度では、全世帯を対象に、家具類の固定を専門家に実施してもらいたい県民に対し、相談及び見積り（無償）、施工（有償）を安心して依頼できる環境を提供します。

※家具固定サポーター：一定の要件を満たした上で、建設業関係団体（建設埼玉及び埼玉土建）から推薦を受けた家具固定の技術を有する事業者です。



### 【ご利用方法】

- 1 県民は、県のホームページで公表している「家具固定サポーター登録名簿」から依頼するサポーターを選び、直接、家具固定に係る事前調査を依頼します。地域の団体でまとめて依頼することも可能です。（世帯数によりますが、現地調査及び取付作業の日程合わせを前提とします）。
- 2 サポーターは、現地調査にて家具固定に用いる手法・器具や、固定する場所について県民の相談に乗り、見積りを提示します。（ここまでは無償）
- 3 県民は、見積り内容を必ず確認し、納得した上でサポーターと固定作業の契約をします。
- 4 サポーターは依頼主（県民）立会いのもと、固定作業を実施します。（有償）
- 5 固定作業完了後、請求書に基づき、県民は代金をサポーターに支払います。



詳しくは



Twitterキャンペーン  
実施中！

住まい相談プラザにご来場いただいた方で  
公社公式Twitterをフォローor RTしてくれた方に  
限定グッズプレゼント♪

Please follow me!



よくある相談事例FAQ（公社HPより）

Q. 県営住宅の敷金、礼金について、教えてください。

A. 県営住宅では、礼金は要りませんが、入居時に家賃の2ヶ月分の敷金が必要です。退去時には修繕費用と未納家賃等がある場合は、未納家賃等を差し引き、残額をお返しします。

住まいに関するご相談は

●住まい相談プラザへ お気軽にどうぞ

【電話】

048-658-3017

【営業時間】

午前10時～午後6時30分

※年末年始(12/29～1/3)を除く



詳しくは